固定資産税の納税通知書をご確認ください

住宅用地は土地の税負担が軽減されます **間**税務課**☎**51-6768、51-6769

住宅やアパートが建っている土地(住宅用地)は、特例制度により税負担 が軽減されます。

※店舗、工場などが建っている土地や空き地は対象となりません。

	令和5年度	固定資産税・	都市計画税(土地・家屋) 課税明	 細書		
通知書番号	0-123456	納税義務者	十和田 太郎 様	<u> </u>		
資物件	物件所在地番					
資物件	:登記地目/現法	元地目	家屋:種類/建築年/家屋番号	地積又は床面積		
分	負担水準(固定	已/都市)	構造/階数	評価額		
,西十	二番町 157					
土 宅地/宅地【住宅用地特例】						
	模:[本則] 一	设:[本則]/小:	規模:[本則] 一般:[本則]	4,300,000		

- ◆住宅用地の特例制度が適用されている土地には、5月に送付される「固定 資産税・都市計画税 納税通知書」の課税明細書に「住宅用地特例」と記載し ています。
- ※住宅用地の特例制度については市ホームページをご覧ください。

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況などを伺い、必要に応じて弁護士などに引き継ぎを行います。一人で悩まずご相談ください。秘密厳守です。とき 月~金曜日(休日、年末年始を除く)午前8時30分~正午、午後1時~4時30分

間東北財務局青森財務事務所 ☎ 017-774-6488(相談専用)

消費者月間

デジタルで快適、消費生活術

~デジタル社会の進展と消費者のくらし~

社会のデジタル化が進むことによって、生活は便利になる一方、新たな消費者トラブルも発生しています。デジタル技術のノウハウを身に付け、活用することでトラブルを避けながら、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

◆消費生活センターにご相談くだ さい

市消費生活センターは、消費者と事業者との間で起きた契約トラブル、製品・サービスに関する苦情、製品事故、多重債務などについて、助言や情報提供のほか、必要に応じてあっせんを行っています。

一人で悩まずご相談ください。 **間**市消費生活センター**☎** 51-6757

未定地区の民生委員・児童委員が決 まりました

民生委員・児童委員

担当地区	氏名	電話番号
西二十三番 町 1 ~ 10、 18 ~ 21、 25 ~ 27、 30 ~ 34	笠石 信子	080-6006-2610
小林、緑町	小山田 悦子	090-5847-6453
下平の ほぼ全域	櫻田 京子	090-2799-0985

間生活福祉課☎ 51-6749 ■ 6749

その他の地区については こちらから▶



軽自動車税(種別割)の減免申 請を受け付けします

身体障害者手帳、療育(愛護) 手帳または精神障害者保健福祉手 帳の交付を受けている人で、障害 の程度や軽自動車の使用状況が一 定の条件に該当する場合、減免を 受けることができます。

必要な物 ▶車検証▶身体障害者 手帳などの手帳▶運転者の運転免 許証▶軽自動車税(種別割)納税 通知書▶生計同一証明書または常 時介護証明書(生計を一にする人 または常時介護する人が車を運転 する場合)

生計同一証明書または常時介護 証明書の交付場所 ▶身体障害者 手帳または療育(愛護)手帳の交 付を受けている人 ▷生活福祉課 ▶精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている人 ▷上十三保健所 申請期限 5月31日(水)

※障害の程度や軽自動車の使用状況によっては減免の対象とならない場合もあります。

※普通自動車と重複して減免申請をすることはできません。既に納付済みの場合は減免できません。

申問収納課☎ 51-6760

青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正

問青森労働局☎ 017-734-4114

県内で電気機械器具製造業に従事する家内労働者に適用される最低工賃が、5月 1日から改正されました。次の家内労働を委託する委託者は、最低工賃額以上の工 賃を支払わなければなりません。

※詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

	品目	工程	規格	金額
	シールド線	端末加工(シールド線をよじり、かつ芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うこと)		100 本につき 518 円 91 銭
コネク	コ <i>ラ カ カ</i>		1端子ごとに差すもの	100 端子につき 28 円 45 銭
	コネクター		連続端子となっている もの	100回につき 61円14銭
アルミ電解コンデンサ		目視による完成品外観検 査	テーピング状で行うもの	100 個につき 11 円 39 銭
			自動検査済みのもの	
	コンデンサー		バラ状で行うもの	100 個につき 20 円 24 銭